

令和3年度

業 務 名 : 令和4年度那覇港港湾計画改訂に係る環境影響予測評価業務

業務地名 : 那覇港地内

工 期 : 契約の翌日から令和5年3月31日まで

## 特 記 仕 様 書

### 第1条 (本業の目的)

那覇港港湾計画改訂に際し、変更予定の港湾計画の実施が環境に及ぼす影響を把握するため、環境現況調査を実施する。

### 第2条 (共通仕様書の適用)

本業務に当たっては、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び「沖縄県環境影響評価技術指針」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

なお、共通仕様書は最新版を用いること。

## 特 記 仕 様 書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		4	一般事項	1	本業務は、本特記仕様書に基づくものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及びその他の参考図書に準じて行わなければならない。 本業務は、本特記仕様書を優先し、共通仕様書、その他の参考図書の順とする。
				2	受託者は、本特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義等が生じた場合は、発注者と協議の上決定するものとする。
		5	瑕疵について		業務中及び業務完了後において受託者の責任に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、業務修正及びそれに伴う費用を負担しなければならない。 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに公表、貸与、使用をしてはならない。
		6	照査の実施について		本業務は、土木設計業務等委託契約書第11条(照査技術者)の照査技術者を定めるものとする。
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか下記のいずれかを満たす者とする。 a技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)又は(総合技術監理部門:環境-環境影響評価)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 b技術士(建設部門「建設環境」)又は(環境部門「環境影響評価」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。)

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		8	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。
		9	照査技術者の資格要件について		照査技術者は、「共通仕様書」の定めのほか、管理技術者の保有資格と同じとする。
		10	照査の方法について		本業務においては、詳細設計照査要領(平成29年7月版)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理を行い、結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領については、沖縄県 技術・建設業課のホームページに掲載している。 <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/itaku-doboku-eizen.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/itaku-doboku-eizen.html</a>
		11	成果物の提出について		本業務における成果物は、下記のとおり。 ・電子媒体(CD-RもしくはDVD-R) :2部 ・港湾計画資料(その2)(製本、黒表紙金文字 A4判):3部 ・業務報告書(製本、黒表紙金文字 A4判):3部
		12	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。  1 業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者  2 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		10	その他	3	<p>業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。</p> <p>なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。</p>
				4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。</p>
					<p>1 照査については、業務内容について的一切を行うこととする。</p> <p>2 本業務の実施に際し、調査手法について既往調査と整合を図ること。</p> <p>3 本業務を遂行することにより知り得た事項は、当管理組合の許可なく他に流用してはならない。</p>